

議案第 3 号

米子市立学校校区審議会について

美保地区の今後の学校のあり方について調査審議をするため、米子市立学校校区審議会を設置する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

米子市教育委員会

(設置理由)

平成 2 9 年 8 月策定した「米子市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」で、鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準に従い、小学校については、連続する 2 学年の児童生徒の合計が 1 5 人以下の複式学級となる可能性が高い学級数が 6 学級の小規模校について優先的に検討するとしている。

美保地区においては、児童生徒数が年々減少していく傾向にあり、令和 8 年度に和田小学校が、令和 9 年度に大篠津小学校が、複式学級になることが予見されている。

児童生徒数の減少に対応できる学校づくりや小学校の統合、小中一貫型小学校・中学校や義務教育学校の設置などについて調査審議をしていただく必要があるため。

(参考事項)

- 1 美保地区学校区別児童数調べ（未就学児童）（別紙）

美保地区学校区別児童数調べ（未就学児童）

大篠津町の一部(崎津6区)の児童が崎津小学校へ校区外就学した場合を見込む

令和2年4月30日現在

	0～1歳 (H31.4.2～R2.4.1)			1～2歳 (H30.4.2～H31.4.1)			2～3歳 (H29.4.2～H30.4.1)			3～4歳 (H28.4.2～H29.4.1)			4～5歳 (H27.4.2～H28.4.1)			5～6歳 (H26.4.2～H27.4.1)		
	令和8年度入学			令和7年度入学			令和6年度入学			令和5年度入学			令和4年度入学			令和3年度入学		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
崎津小学校	9	10	20	7	4	13	8	13	24	8	6	15	13	12	26	12	10	25
崎津6区 大篠津小から	1				2		2	1		1			1			1	2	
大篠津小学校	6	2	7	5	5	8	12	6	15	9	9	17	8	6	13	2	10	9
崎津6区 崎津小へ	△ 1				△ 2		△ 2	△ 1		△ 1			△ 1			△ 1	△ 2	
和田小学校	5	5	10		4	4	4	6	10	7	10	17	7	4	11	6	7	13
合計	20	17	37	12	13	25	24	25	49	24	25	49	28	22	50	20	27	47
美保中入学年度	令和14年度			令和13年度			令和12年度			令和11年度			令和10年度			令和9年度		

議案第 4 号

令和 3 年度人権教育の施策について

学校教育課

人権政策課

1 基本方針

(1) 豊かな人間関係を築く取組

ア いのちの大切さを学ぶ人権教育を進めます

イ 自分に自信と誇りを持てる人権教育を進めます

ウ ちがいを認め合い、豊かにつながる人権教育を進めます

(2) 人権教育を推進する体制づくり

ア 地域での人権ネットワークづくりを進めます

イ 人権教育を推進する人材の育成を進めます

(3) さまざまな人権課題の解決に向けた教育

ア 同和問題に関する人権教育の推進

イ 外国人に関する人権教育の推進

ウ 障がい者に関する人権教育の推進

エ 男女共生に関する人権教育の推進

オ 子どもに関する人権教育の推進

カ 高齢者に関する人権教育の推進

キ 健康や性に関する人権教育の推進

ク 情報に関する人権教育の推進

ケ その他の課題に関する人権教育の推進

2 令和 3 年度主要事業

【学校教育課人権教育担当（主として学校における人権教育関係）】

(1) 人権教育推進プランの進行管理

(2) 研究指定校の実践

人権教育研究指定事業（福米中学校区）

(3) 学校教育における人権教育の研究及び活動の推進

- ア 小・中学校人権教育主任研究協議会
- イ 同和地区関係校人権教育主任研究協議会
- ウ 小・中学校人権教育研修講座
- エ 学校計画訪問
- オ 学習相談

(4) 調査研究

- ア 人権学習に関する児童生徒人権問題意識調査
- イ 人権教育推進状況調査
- ウ 外国人児童生徒等に関する状況調査
- エ 保育園・幼稚園等の外国人就学児等に関する状況調査

(5) 指導資料の作成・活用

- ア 保護者啓発資料「まごころ」の発刊
- イ 人権作文選集「よなご」～指導資料集～の活用
- ウ 同和問題学習教材集（仮称）の活用

(6) 児童生徒及び幼児の活動

- ア 夏休み子ども人権講座
- イ 同和地区学習会への支援
- ウ 同和地区児童・生徒交流会
- エ なかよし交流会（外国にルーツのある子の交流会）

(7) 外国人児童生徒等への教育的支援

- ア 日本語指導が必要な児童生徒への支援
- イ 保護者への翻訳・通訳等の支援、教育相談
- ウ 学校に関わる情報提供
- エ 夏休み中の学習支援

(8) 学校における差別事象の対応

(9) 学校におけるハラスメントに関する対応

【人権政策課人権啓発担当（主として社会教育・啓発関係）】

(1) 人権啓発の推進

- ア 広報よなご
- イ 啓発誌「心ゆたかに」発行
- ウ よなごの人権フォーラム
- エ 市民向け人権学習講座
- オ 部落解放月間における啓発活動
- カ 人権週間における啓発活動
- キ 啓発パネルの貸出し

(2) 社会教育における人権教育の推進

- ア 人権教育地域懇談会
- イ 地区人権教育推進員研修講座
- ウ 地区推進協議会との連携
- エ 中学校区社会学校人権教育関係者連絡協議会
- オ 中学校区人権問題講演会
◇福米中学校区・弓ヶ浜中学校区・尚徳中学校区
- カ P T A 人権教育研修講座
- キ 同和地区社会教育振興事業

(3) 企業啓発の推進

企業内研修の支援

(4) 人権情報センターによる市民啓発

- ア 資料の収集・整備及び提供
- イ 学習相談・学習支援
- ウ 情報紙「ひゅーまんらいつ」の発行
- エ 図書館等を利用した人権課題の啓発と展示

(5) 人権擁護活動の推進

法務局・人権擁護委員との連携

(6) 社会を明るくする運動の推進

保護司・更生保護女性会等との連携

(7) 米子市人権施策推進会議の開催

- (8) 米子市人権施策推進プラン（第2次改訂）の進行管理
- (9) 研究集会等の開催及び協力
 - ア 第47回米子市人権・同和教育研究集会
 - イ 第46回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会
(開催地：米子市)
- (10) 推進団体等への協力
 - ア 米子市人権・同和教育推進協議会
 - イ 米子市人権問題企業連絡会
- (11) 拉致問題に関する啓発
- (12) 新型コロナウイルスに関する人権侵害に対する啓発
- (13) 人権問題市民意識調査の活用

議案第 5 号

令和 3 年度社会体育の施策について

スポーツ振興課

1 基本方針

スポーツは、健康及び体力の保持増進や精神的な充足感の獲得などの効果があり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠で、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人の権利です。

スポーツには青少年の体力向上や人格の形成に大きな影響を及ぼしたり、人と人、地域と地域の交流を促すことにより地域社会の再生に寄与したりするといった働きがあります。

また、心身の健康保持・増進により健康で活力に満ちた長寿社会の実現に役立ったり、スポーツの価値を共有し人々の意識が変わることで共生社会の実現に貢献したりなど、市民生活において多面にわたる役割を担い、社会的な課題の解決に役立ちます。

このようなスポーツの役割が、新型コロナウイルスによって人々の生活が変わっていく中でより重要になっています。

スポーツを通じて、全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を目指し、年齢や性別、障がいの有無等を問わず、広く市民が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境の整備に努めます。

本年度は一年間延期になっていたオリンピック、パラリンピックがわが国で開催され、生涯スポーツを推進するには絶好の機会です。本市でも地元出身選手の応援、PRにより市民のスポーツへの関心を高め、合わせてシビックプライドの醸成につながる取組や聖火リレーを通じて地域をPRするなど、新型コロナウイルスの影響を受けている地域をスポーツによって元気にしていく活動に努めます。

2 令和3年度主要事業

(1) 子どものスポーツ活動の推進

ア 親子体力づくり大会の開催

未就学の子どもとその保護者を対象に、親子体操、リズム体操などを行います。

イ 少年スポーツ教室の開催

小学生・中学生を対象に、少年柔道教室等10教室を開催します。

ウ 小学生を対象とする各種大会の開催

小学生を対象とした「少年野球大会」及び「小学生バレーボール大会」また「スポーツ少年団交流大会」を開催します。

エ スポーツ少年団運営事業

スポーツ活動を通じた子どもの体力・運動能力の向上と健全育成に努めます。

(2) 成年期からのスポーツ活動の推進

ア 各種スポーツ大会の開催

市民レガッタ等5大会を開催します。

イ 市民体育祭の開催

ソフトボール等8大会を開催します。

ウ 体力づくり歩け歩け大会・体力テスト会の実施

スポーツ推進委員が主体となり、ウォーキング大会を毎月、また参加者の体力測定を行う体力テスト会を2回開催します。

(3) 地域のスポーツ活動の推進

ア スポーツ推進委員協議会運営事業

スポーツ推進委員による地域住民へのスポーツに関する実技指導や助言を行います。

イ 学校体育施設開放事業

小・中学校の体育館やグラウンドを学校運営に支障のない範囲で地域住民に開放します。

ウ ユニバーサルスポーツ普及事業

公民館単位で、卓球バレー、風船バレー、スポーツチャンバラ、ウォーキングサッカー、ボッチャといったユニバーサルスポーツの教室を開催し、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、一緒に取り組めるスポーツの普及を図ります。

※（１）（２）（３）いずれの取り組みも新型コロナウイルスの感染状況に応じて感染防止策等必要な措置を取りながら実施していきます。

（４） 競技力の向上

ア スポーツ表彰事業

優秀な成績を収めた指導者及び選手並びにスポーツ振興に尽力した者を表彰します。

イ 小学生全国大会出場激励金交付事業

全国大会に出場する小学生に激励金を交付します。

（５） スポーツ施設等の充実

ア 体育施設管理運営事業

淀江野球場の改修や東山陸上競技場の公認継続のための改修など老朽化した施設、設備の整備を実施します。

また、県と協力して東山公園内に整備を目指している新体育館について、基本計画を策定し、民間活力を活かした PPP/PFI 手法の導入の可能性について検討します。

イ 公園施設管理運営事業

放置自転車や放置自動車を撤去するなど、公園施設の良好な環境づくりに努めます。

議案第 6 号

令和 3 年度教育振興の施策について

教育総務課

1 基本方針

教育委員会事務局内及び市長部局との連絡調整を密にしなが
ら、教育に関する事務執行状況の点検評価を行うなど、教育振興
基本計画に基づく教育振興施策の推進を図ります。

学校施設については、教育内容や教育方法の変化に対応する施
設設備の整備と適切な管理運営を推進し、児童生徒が安全で安心
な学校生活を送れるよう、教育環境の確保に努めます。

2 令和 3 年度主要事業

(1) 米子市教育振興基本計画の見直し

本市教育振興基本計画中の「基本施策」が見直しの時期を
迎えていることから、これを機に、国・県の施策や社会情勢
の変化を踏まえつつ、計画全体にわたる見直しを行うものと
します。

(2) 安全で安心な学校施設の改善

啓成小学校について、本市ではじめてとなる保育所との連
携型を想定した校舎等の改築等工事を実施します。

また、児童数に対する屋内運動場の面積不足に対応するた
め、福米西小学校の屋内運動場改築に向けて、実施設計に着
手します。

その他、安全で安心な教育環境を確保するため、福生東小
学校の校舎の外壁等改修、住吉小学校の屋内運動場の床改修
等、引き続き緊急性等を勘案しながら施設整備に努めます。

(3) 環境に配慮した学校教育環境整備の推進

美保中学校の渡り廊下にスロープを設置し、障がいのある
生徒及び高齢者等の地域住民が安心して学校施設を利用で

きるようバリアフリー化を推進します。

(4) G I G A スクール構想の実現

G I G A スクール構想に基づき整備した、児童生徒の I C T 活用に係る学習環境の安定した運用に努めます。

G I G A スクール構想の実現に向けて、「とっとり I C T 活用ハンドブック」に基づき、教職員向けの I C T 活用に関する研修を実施します。

(5) 通学路の安全確保

通学路の安全対策として、「米子市通学路交通安全プログラム」、「登下校防犯プラン」及び「通学路におけるブロック塀等の安全点検」に基づき、学校、道路管理者、警察、市の関係各課など関係機関と連携を図り、児童生徒が安全安心に登下校できるように努めます。

(6) 学校図書館の充実

児童生徒の心豊かな感性を育み、学ぶ力を育む学校図書館づくりを目指し、各学校の図書標準蔵書数を確保します。

また、夏季休業中も含め、年間を通じた安定的な開館とするとともに、学校司書と教職員の連携を促進することにより、各教科での利活用を図り、すべての児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実に努め、確かな学力の向上を目指します。

議案第7号

令和3年度学校教育の施策について

学校教育課

1 基本方針

いじめ・不登校等の生徒指導上の課題や自尊感情の低下等の課題がある中で、児童生徒の自主的・自発的な活動や自他を尊重する態度の醸成を小・中学校が連携して推進し、「豊かな人間性と創造力を持った子どもの育成」に努めます。

学習意欲の低下や基礎的・基本的な学力の定着に課題がある中で、これからの知識基盤社会を担う子どもたち一人一人の「生きる力」を育むために、知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力を身につけた子どもの育成」に努めます。

体力・運動能力の低下・二極化傾向、外的要因による健康被害等、体力向上や健康の保持増進に係る喫緊の課題がある中で、「健康でたくましく、命を大切にすることの育成」に努めます。

2 令和3年度主要事業

(1) いじめ・不登校の減少に向けた取組の推進

ア 「米子市版 APC^{*1}シート」の作成・周知

(※1…APC=アセスメント&プランニング&チェック)

イ 「関係機関との連携構造図」の周知・活用

ウ 福祉保健部局との緊密な連携

(2) 自他の人権を大切にすることの教育の推進

ア 「人権作文選集-指導資料集-」の活用

イ 「同和問題学習検討委員会」の開催

(3) 学力・授業力向上の取組の推進

ア 各種学力・学習状況調査の実施と活用

「全国学力・学習状況調査」「とっとり学力・学習状況調査」「よなご学力調査」

イ 各種授業力向上研修の開催

「授業力向上講座」「English Park in 米子」「GIGA スクール構想の実現に向けた授業力向上研修」

ウ 各種ガイドブック・事例集の作成・活用

「米子市小学校算数言葉がけ事例集」「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けて [米子市版デザインブック]」の作成・活用

(4) 切れ目のない支援体制の整備・充実

ア 「米子市小学校オープンスクール」の実施

イ 「米子市版スタートカリキュラム」の周知・活用

(5) 健康教育と防災・安全教育の推進

ア 「むし歯予防コンプライト作戦事業」の推進

イ 「小学校体力向上事業」の推進

ウ 様々なリスクと具体的場面を想定した防災・安全教育の推進

(6) 地域とつながりのある教育の推進

ア 「ふるさとキャリア教育」の推進

イ 「米子市版コミュニティ・スクール」の推進

(7) 学校経営の充実に向けた取組の推進

ア 「働き方改革推進プロジェクト」の推進

イ 「米子市版人材育成総合プラン」に基づく人材育成事業の推進

ウ 「学校問題対応事例集」の作成・周知

議案第 8 号

令和 3 年度生涯学習の施策について

生涯学習課

1 基本方針

市民の学習需要が高まる中、内容も多様化・高度化するなど、生涯学習に対する期待はますます高まっています。市民一人一人が生涯を通して生きがいのある人生を過ごすための生涯学習活動を推進するとともに、学習拠点の環境整備に努めます。

また、近年、地域の活力低下が懸念される中で、公民館が地域コミュニティの拠点としての役割を担うための機能強化・充実を図ります。

2 令和 3 年度主要事業

(1) 生涯学習活動の推進

ア 多様な学習機会の提供

健康や進展する少子高齢化に伴う様々な今日的課題や地域課題に対応した多様な学習機会として米子人生大学、公民館大学、よなごアカデミー等の講座を開講することにより、市民の学習意欲の醸成を図ります。

イ 学習情報の提供と相談機能の充実

市や公民館のホームページの充実、市報、公民館だより等の広報誌などにより幅広く学習情報の提供を行うとともに、学習相談機能の充実を図ります。

ウ まちづくり活動等の支援

地域住民が主体となったひとづくりやまちづくりの推進を目的とした「ひとづくり・まちづくり推進事業」により、市民の自主的・自発的な活動を支援します。また、市長部局と連携して地域活動への支援に取り組みます。

(2) 図書館運営の充実

「地域の情報センター」としての役割を果たすため、積極的に資

料や情報を収集・整備するとともに、関係機関と連携しながら情報発信することで利用者の増加を図ります。また、地元書店と連携した図書購入を進めるとともに、職員の選書能力を向上させることにより、更なる蔵書構成の充実を図ります。

なお、令和4年度が「米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第4次計画）」の改定年度に当たるため、令和3年度中に策定委員会を設置し、計画を策定します。

（3）公民館活動の推進

公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点であり、交流の場、地域コミュニティ形成の場としての役割も果たしていることから、学習ニーズや地域の実情に応じた学級・講座の開設など様々な学習機会を提供します。また、地域が抱える様々な今日的課題の解決に向けた取組に対して支援します。

（4）成人式の企画・開催

新成人をお祝いするとともに、新成人が大人としての自覚を持ち、ふるさとに愛着と誇りを感じながら、様々な形で自ら進んでまちづくりに貢献するよう促すため、成人式を開催します。成人式の開催に当たっては、新成人による実行委員会を組織し、成人式の企画・運営を行えるよう支援します。

（5）地域学校協働活動の推進

学校と地域が協力して学校運営に取り組む地域学校協働活動を推進するため、コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の導入を支援し、学校が抱える諸課題の解決や地域活動の活性化を図ります。

議案第 9 号

令和 3 年度学校給食の施策について

学校給食課

1 基本方針

成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は、健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものでもあります。学校給食では、準備から後片付けまでの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことができ、児童生徒へ望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けることができます。

そのため、学校給食が生きた教材となるよう教諭と栄養教諭等の連携を密にして食に関する指導の充実を図るとともに、給食献立には、児童生徒が食材を通じて地域の自然や文化に理解を深め、食への感謝の気持ちが育つよう郷土料理や地場産物を積極的に取り入れます。

さらには、米子市食育推進計画の策定を契機に、学校、家庭、地域を巻き込んだ学校給食、食育の取組を強化に努めます。

安心・安全な学校給食の提供については、「学校給食衛生管理基準」を遵守した衛生管理を徹底します。

2 令和 3 年度主要事業

(1) 学校給食献立の充実

- ア 栄養のバランスに配慮した献立の充実
- イ 地場産物をいかした献立の充実
- ウ 郷土食や伝統行事食を取り入れた特色ある献立の充実
- エ 食物アレルギー対応食の実施

(2) 食に関する指導の充実

- ア 食に関する指導の年間計画に基づく計画的指導の実施
- イ 正しい食事マナーの習得のための指導の充実
- ウ 望ましい食習慣を形成するための指導の充実及び保護者啓発
- エ 食に対する感謝の気持ちを育む指導の充実及び生産者との交流

の促進

(3) 衛生管理の徹底

- ア 食中毒防止等のため衛生管理の徹底
- イ 給食施設及び調理機器等の保守管理の徹底

(4) 効率的な学校給食の運営

- ア 民間委託をしている調理業務の検証
- イ 児童生徒、教職員に対するアンケート調査の実施

(5) 学校給食費未納対策

- ア 未納を未然に防ぐための保護者啓発
- イ 学校及び学校給食会との連携の強化
- ウ 未納状況の把握
- エ 児童手当・特例給付を活用した納付勧奨の実施

(6) 食育推進の取組の強化

- ア 地元食材を活用した学校給食メニューの提供
- イ アスリート等による食育講座の開催

議案第 10 号

令和 3 年度文化芸術の施策について

文化振興課

1 基本方針

文化芸術は、個々の人間性や感性、創造力を育むとともに、人々に楽しさや感動、生きる喜びをもたらすものであり、心豊かな市民生活と活力ある地域社会の基盤となるものです。

また、地域の様々な生活文化や芸術文化、歴史や伝統文化などへの理解を深め、これらを継承していくことは、市民の郷土に対する誇りや愛着心を醸成し、さらには、魅力ある地域づくりを推進する大きな力となります。

「歴史と文化に根差したまちづくり」に取り組む中で、市民が優れた芸術文化に触れる機会を確保するとともに、文化芸術活動の主体となる市民の様々な活動への支援を図り、また、本市の貴重な歴史・文化遺産を適切に保存、活用し、多くの方々と共有できる場の整備を通して、その価値や魅力について市内外に向けて発信するなど、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進に努めます。

2 令和 3 年度主要事業

(1) 芸術文化事業の推進

米子市文化協議会との共催で開催する「米子市秋の文化祭」、子どもたちが優れた芸術に触れる機会を提供する「学校公演事業」や「芸術活動支援事業」などのほか、各種芸術文化施設で実施する多彩な事業により市民の芸術文化振興を図ります。

ア 美術館では、地元の日本画家木下翠雨が没後 75 年を迎えるのにあたり特別企画展として初の回顧展や特別共催展「フォーエバー現代美術館コレクション草間彌生展」のほか各種展覧会を開催し、市民に優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、「米子市美術展覧会（市展）」等により、市民の美術作品の発表の場を提供

します。

イ ホール事業については、文化ホール、淀江文化センター及び公会堂において市民が広く芸術文化に触れる機会を提供するとともに、地元出身アーティストや地域で活動するアーティストの育成・支援に努めます。

文化ホールでは、長年にわたり教育普及事業として取り組んでいる「鷺見三郎顕彰事業」や参加型事業として実施する「米子市音楽祭」、「童謡講座」、「ダンス・フェス1」のほか、多目的広場等を利用した市民交流事業などの継続事業を実施します。

淀江文化センターでは、劇団あしぶえ「ゼロ弾きのゴーシュ」米子公演をメイン事業に、「星空コンサート」や「さなめラララ♪すてーじ」、「ファミリーコンサート」など子どもから大人まで楽しめるステージイベントのほか、ロビー等を利用した市民交流事業等を実施します。

公会堂では、虹のひろば30回記念公演「華麗なる声楽の世界」をメイン事業に、ホワイエでのコンサート、ホールや前庭等を利用した市民交流事業、NHKの公開収録等を実施します。

(2) 文化施設の適切な運営と維持管理

ア 美術館、文化ホール、淀江文化センター及び公会堂といった芸術文化施設が安全かつ快適に利用できるよう、適切な施設運営を行うとともに、老朽化した設備等の改修・補修などによる維持管理に努めます。

イ 山陰歴史館や福市考古資料館、埋蔵文化財センターといった文化財関係施設について、安全かつ快適に利用できるよう、適切な施設運営や施設・設備等の維持管理に努めます。

(3) 文化財の保存と活用

ア 史跡、有形・無形文化財、民俗文化財、天然記念物、埋蔵文化財など貴重な文化財の適切な保存、継承を図り、その活用に努めます。

史跡米子城跡については、文化財として適切に保存・管理しながら、市民や来訪者など多くの方にその価値や魅力について理解を深めていただけるよう、「史跡米子城跡整備基本計画」に基づく調査や整備を着実に推進するとともに、「米子城・魅せる！プロジェクト事業」として城跡や城下町の魅力の発信に努めます。

また、米子市役所旧館（現 山陰歴史館）の建物について、市指定文化財としての価値を活かしながら利活用する方策について、検討を進めます。

イ 山陰歴史館、福市考古資料館、上淀白鳳の丘展示館、埋蔵文化財センター等で収蔵する歴史・民俗・考古資料の保存・整理を進め、さらなる活用を図るとともに、郷土の歴史や文化財に親しみが持てるよう、各館での展示や出前講座などの各種講座、イベントの開催、パンフレットの作成・配布などの教育普及活動を通して情報発信に努めます。

議案第 1 1 号

米子市指定有形文化財の指定に係る米子市文化財保護審議会
への諮問について

米子市文化財保護条例（平成 1 7 年米子市条例第 7 7 号）第 3 条第 1
項の規定に基づき 1 の項及び 2 の項に掲げる文化財を米子市指定有形
文化財に指定するため、同条第 2 項の規定により米子市文化財保護審議
会に諮問する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

米子市教育委員会

1 有形文化財（考古資料）

区 分	種 別	名 称	所在地	数 量	所有者
新規指定	有 形 文化財	長砂経塚出 土品	米子市福市（埋 蔵文化財セン ター）	一括	米子市
新規指定	有 形 文化財	中山経塚出 土品	米子市福市（埋 蔵文化財セン ター）	一括	米子市

2 有形文化財（歴史資料）

区 分	種 別	名 称	所在地	数 量	所有者
新規指定	有 形 文化財	石馬顕彰の 石碑	米子市淀江町 福岡（天神垣神 社）	1 基	天神垣神社

議案第11号 参考資料①

令和2年度米子市指定文化財候補の概要について

区分	種別	名称	所在地	数量	所有者・管理者
新規指定	有形文化財	長砂経塚出土品	米子市福市（米子市埋蔵文化財センター）	一括	米子市
<p>【資料解説】（ながすなきょうづかしゅつどひん）</p> <p>釈迦入滅後の仏教思想の変遷を示す末法思想によって生まれた経塚は、県内では平安時代から室町時代までの33か所が知られている。このうち紙に経典を写経した場合、経巻が残存することはほとんどなく、経巻、経筒、外容器の揃った経塚出土品として貴重な考古資料。</p>					

区分	種別	名称	所在地	数量	所有者・管理者
新規指定	有形文化財	中山経塚出土品	米子市福市（米子市埋蔵文化財センター）	一括	米子市
<p>【資料解説】（なかやまきょうづかしゅつどひん）</p> <p>釈迦入滅後の仏教思想の変遷を示す末法思想によって生まれた経塚は、県内では平安時代から室町時代までの33か所が知られている。このうち発見時の経緯が知られ、経筒、外容器片の揃った経塚出土品として貴重な考古資料。</p>					

区分	種別	名称	所在地	数量	所有者・管理者
新規指定	有形文化財	石馬顕彰の石碑	米子市淀江町福岡（天神垣神社）	1基	天神垣神社
<p>【資料解説】（いしうまけんしょうのせきひ）</p> <p>明治34年に東京大学人類学教授であった坪井正五郎博士によって重要性が指摘された石馬は国重要文化財に指定され、淀江地域が考古学研究のメッカとして知られるようになった。この石碑は、山陰徴古館館長の足立正が明治36年に建立したもので、石馬発見の顛末を語る重要な歴史資料。</p>					

議案第11号 参考資料②

指定候補物件写真①「長砂経塚出土品」



指定候補物件写真②「中山経塚出土品」



指定候補物件写真③「石馬顕彰の石碑」



議案第12号

米子市学校給食運営委員会の公募の委員の選考決定について

米子市学校給食運営委員会委員公募実施要領（平成17年8月29日）第5条の規定により公募の委員を次のとおり選考決定する。

令和3年2月19日

米子市教育委員会

1 公募の委員の氏名

氏 名
築 谷 扶美江
増 田 貴 子

議案第13号

令和2年度一般会計補正予算（補正第16回）について（教育委員会の所管に属する部分）

教育委員会所管に属する令和2年度予算を次により補正する。

米子市議会 3月定例会提出分
(単位：千円)

年度 区分(項・目)	令和2年度予算額			備 考
	補正前予算額 (補正第15回分まで)	補正額	補正後予算額	
【7款 商工費】	10,525		10,525	
1 商工費	10,525		10,525	
3 観光費	10,525		10,525	
【10款 教育費】	4,437,298	70,921	4,508,219	
1 教育総務費	519,991	△ 8,031	511,960	
1 教育委員会費	2,560		2,560	
2 事務局費	517,431	△ 8,031	509,400	
2 小学校費	1,600,414	53,678	1,654,092	
1 学校管理費	929,610	26,000	955,610	
2 教育振興費	183,994		183,994	
3 学校建設費	486,810	27,678	514,488	
3 中学校費	649,675	38,428	688,103	
1 学校管理費	410,362	12,400	422,762	
2 教育振興費	148,029		148,029	
3 学校建設費	91,284	26,028	117,312	
4 社会教育費	971,066	△ 15,324	955,742	
1 社会教育総務費	159,949		159,949	
2 公民館費	406,822	△ 3,324	403,498	
3 図書館費	136,661		136,661	
4 教育文化施設費	26,497		26,497	
7 美術館費	56,486		56,486	
10 文化財保護費	184,651	△ 12,000	172,651	
5 保健体育費	696,152	2,170	698,322	
1 保健体育総務費	156,112	2,170	158,282	
4 給食施設費	540,040		540,040	
合 計	4,447,823	70,921	4,518,744	

議案第14号

令和3年度一般会計予算について（教育委員会の所管に属する部分）

「豊かな心と人を育み、人を大切にするまちづくり」を推進するため、教育委員会所管に属する令和3年度予算を次により調製する。

米子市議会3月定例会提出分

(単位：千円)

区分	年度	令和3年度		令和2年度		差引増減額	増減率(%)	備考
		当初予算額	割合(%)	当初予算額	割合(%)			
【7款 商工費】		16,079	0.4	10,525	0.3	5,554	52.8	
1 商工費		16,079	0.4	10,525	0.3	5,554	52.8	
3 観光費		16,079	0.4	10,525	0.3	5,554	52.8	
【10款 教育費】		4,058,498	99.6	3,539,483	99.7	519,015	14.7	
1 教育総務費		440,646	10.8	421,661	11.9	18,985	4.5	
1 教育委員会費		2,617	0.1	2,560	0.1	57	2.2	
2 事務局費		438,029	10.8	419,101	11.8	18,928	4.5	
2 小学校費		1,496,566	36.7	1,108,144	31.2	388,422	35.1	
1 学校管理費		429,677	10.5	485,897	13.7	△ 56,220	△ 11.6	
2 教育振興費		153,621	3.8	151,494	4.3	2,127	1.4	
3 学校建設費		913,268	22.4	470,753	13.3	442,515	94.0	
3 中学校費		401,569	9.9	418,312	11.8	△ 16,743	△ 4.0	
1 学校管理費		236,402	5.8	195,499	5.5	40,903	20.9	
2 教育振興費		130,867	3.2	131,529	3.7	△ 662	△ 0.5	
3 学校建設費		34,300	0.8	91,284	2.6	△ 56,984	△ 62.4	
4 社会教育費		1,007,236	24.7	930,002	26.2	77,234	8.3	
1 社会教育総務費		140,358	3.4	161,624	4.6	△ 21,266	△ 13.2	
2 公民館費		381,434	9.4	404,452	11.4	△ 23,018	△ 5.7	
3 図書館費		140,988	3.5	136,661	3.8	4,327	3.2	
4 教育文化施設費		30,538	0.7	26,497	0.7	4,041	15.3	
7 美術館費		61,915	1.5	55,051	1.6	6,864	12.5	
10 文化財保護費		252,003	6.2	145,717	4.1	106,286	72.9	
5 保健体育費		712,481	17.5	661,364	18.6	51,117	7.7	
1 保健体育総務費		138,197	3.4	142,172	4.0	△ 3,975	△ 2.8	
4 給食施設費		574,284	14.1	519,192	14.6	55,092	10.6	
合 計		4,074,577	100	3,550,008	100	524,569	14.8	